

第86号議案

警察に関する手数料条例の一部を改正する条例

警察に関する手数料条例（平成12年島根県条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表第1の38の項中「第97条の2第1項第3号」の次に「又は第5号」を加え、同表の38の2の項中「第89条第2項」を「第89条第3項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。